

静岡県公立大学法人第4期中期計画

(令和7年3月28日認可)

前文	1
第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織	2
1 中期計画の期間	2
2 教育研究上の基本組織	2
第2 大学の教育研究等に関する目標を達成するためにとるべき措置	2
1 教育に関する目標を達成するための措置	2
(1) 教育の質保証	2
(2) 特色ある教育の推進	3
(3) 多様な教育方法の拡充	4
(4) 入学者の受入れ	4
(5) 国際化の推進	5
(6) 学生への支援	5
2 研究に関する目標を達成するための措置	6
(1) 特色ある研究の推進	6
(2) 産学官連携によるイノベーションの推進	7
(3) 研究基盤の強化	7
3 地域貢献に関する目標を達成するための措置	7
(1) 地域社会等との連携	7
(2) 地域に貢献する特色ある取組の推進	8
(3) 社会人教育の充実	8
第3 法人の経営に関する目標を達成するためにとるべき措置	9
1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置	9
(1) 組織運営（ガバナンス体制の強化）	9
(2) 人事管理及び能力開発	9
2 財務基盤の強化に関する目標を達成するための措置	10
3 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置	10
第4 自己点検・評価及び情報の発信に関する目標を達成するためにとるべき措置	10
1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置	10
2 情報の公開・広報の充実に関する目標を達成するための措置	11
第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	11
1 安全衛生管理体制及び危機管理体制の強化に関する目標を達成するための措置	11
2 情報セキュリティ対策の強化に関する目標を達成するための措置	12
3 コンプライアンスの推進に関する目標を達成するための措置	12
4 その他に関する目標を達成するための措置	12

第6	その他の記載事項	14
1	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	14
2	短期借入金の限度額	14
	（1）限度額	
	（2）想定される理由	
3	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	14
4	剰余金の使途	14
5	県の規則で定める業務運営計画	14
	（1）施設及び設備に関する計画	14
	（2）人事に関する計画	14
	（3）中期目標の期間を超える債務負担	15
	（4）積立金の使途	15

別表 （収容定員）

1	静岡県立大学	16
2	静岡県立大学短期大学部	18

（別紙）

予算	令和7年度～令和12年度予算	19
【人件費の見積り】		19
収支計画	令和7年度～令和12年度収支計画	20
資金計画	令和7年度～令和12年度資金計画	21

(前文)

昨今、人口減少の加速、超高齢社会の到来、気候変動による自然災害が頻発する中、これらの課題に対応するため、デジタル化の急速な進展や脱炭素への取組が世界的な潮流となっている。高等教育機関である大学には、これらの課題解決に向けた研究の推進やその成果の還元が求められている。また、時代の変化に対応し、自ら課題を発見・解決し、新しい価値を創造する人材、地域を担う人材、国際社会の一員として活躍できる人材の育成が期待されている。

また、18歳人口が減少していく中で、今後の大学入学者数の動向は大学の運営及び経営に大きな影響を及ぼすことを認識し、将来にわたり選ばれる大学となるよう、戦略的な施策を講じることが必要である。

このような社会背景を踏まえ、本学が県民に愛され期待される大学として、自律的かつ積極的に自己改革を進めると同時に、教育、研究などの活動を通じて得られた成果を地域社会に還元し、個性豊かな大学として発展することを目指し、下記の事項を第4期中期計画の全学的な重点方針として定め、理事長兼学長のリーダーシップの下、目標達成に向けた施策を展開する。

さらに、令和19（2037）年に創立50周年を迎えるにあたり、持続可能な大学経営を実現するため、教育・研究・経営の長期的な戦略となる将来構想を策定し、その具体的な将来展望に基づき施策を推進することで、本学のさらなる発展を図る。

<全学的な重点方針>

- 1 新しい価値を創造し、地域の課題解決や発展への貢献や国際社会で活躍できる多様なスキルや視野を持つ人材の育成を目指し、時代の変化に即した柔軟な教育を推進する。
- 2 学生の多様な個性やニーズに応じた学修支援・生活支援を着実に実施する。
- 3 基礎的研究の推進を強化するとともに、イノベーションを創出する先進的な研究を推進する。
- 4 産業界、地域社会、行政等とのつながりを一層深め、地域の課題解決に向けた研究に積極的に取り組むとともに、学生の地域に対する興味・関心を高める取組を推進する。
- 5 地域のステークホルダーとの連携による研究成果の還元や、多様な世代の学習ニーズに応える取組を推進する。
- 6 適切な組織マネジメント、教育研究環境の整備、外部資金の獲得など自主財源の確保により、県民から信頼される自律した法人経営を行う。

第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期計画の期間

令和7年4月1日から令和13年3月31日までとする。

2 教育研究上の基本組織

この中期計画を達成するため、法人に、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

大学	学部等
静岡県立大学	薬学部 食品栄養科学部 国際関係学部 経営情報学部 看護学部
	大学院
静岡県立大学短期大学部	

第2 大学の教育研究等に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(育成する人材)

全学カリキュラムポリシーに基づき、地域社会や国際社会で貢献できる学力と知力を醸成し、基礎力と応用力を活用して能動的に実践できる人材を育成する。

(1) 教育の質保証

- ・ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーに基づく教育の実施状況を検証し、その結果を踏まえて教育の質の更なる向上に全学的に取り組むとともに、社会や学生のニーズの変化を的確に捉え、教育課程の見直しを行う。(No.1)

評価指標 1-1	・ 学生生活実態調査「大学が学生に卒業時まで身に付けることを求めている力を理解している。」の評価点 平均4点以上 (毎年度) ※6点満点
評価指標 1-2	・ 国家試験の合格率について学部等が設定する目標を達成した 件数 5件以上/7件 (毎年度)

- ・ 授業目的、到達目標、成績評価方法を学生により分かりやすくシラバスで明示するとともに、GPAに基づく成績評価をより客観的かつ厳格なものにするよう改善を図

る。また、学生、教員それぞれの授業評価を共有・検証し、卒業生・修了生及びその就職先等による評価依頼、授業及び実習科目における授業公開、情報公開等を実施し、教育活動の改善に取り組む。(No.2)

評価指標 2 ・学生生活実態調査「教職員が学生と向き合って教育に取り組んでいる。」の評価点 平均4点以上（毎年度）※6点満点

- ・各学部・研究科の教員の能力向上を目指し、FD委員会において組織的な研修と講演会を計画し実施する。教員の授業公開、学生の授業評価アンケートとフィードバックを行い、必要に応じて全学FD委員会が共催し支援する。また、研修等の広報を様々な機会を通じて行い、参加を促進する。(No.3)

評価指標 3 ・FD研修参加率 90%（毎年度）※年に1回以上FD研修に参加した教員数/全教員数（特任教員除く）

(2) 特色ある教育の推進

- ・他大学との単位互換を通じて多様な学習機会を提供し、民間企業など外部組織と連携した寄附講座を実施することで、教育研究の多様化と活発化を図る。産業、行政、教育などそれぞれの専門分野で必要な高度専門職業人を養成するため、特別講義を通じてこれらの業界との教育連携を強化する。(No.4)

評価指標 4 ・特別講義の実施件数 150件（毎年度）

- ・学部横断型セミナー・講座などを開催し、学際的な教育及び「しずおか学」やふじのくに地域・大学コンソーシアムと連携した「ふじのくに学」を全学的に推進し、地域への理解・愛着とグローバルな視野の醸成に資するよう授業内容や開講時限の検証・改善に取り組む。(No.5)

評価指標 5 ・学生生活実態調査の「大学での学びによって、地域への理解・愛着が深まった。」の評価点 平均4点以上（毎年度）※6点満点

- ・グローバル人材の養成に資するよう、高い専門性を見据えながら、英語4技能の基盤構築を目指し、独自の英語プログラムを行う。(No.6)

評価指標 6 ・TOEIC L&R IP テストで 2 年前期までに 50 点以上伸びた学部学生
の割合 50%以上（毎年度）

(3) 多様な教育方法の拡充

- ・数理・データサイエンス・AI 教育を充実させるとともに、授業における効果的な ICT 活用を推進し、主体的な学びを促進する。(No.7)

評価指標 7 ・学生生活実態調査「ICT を活用した授業の機会があった。」の
評価点 平均 4 点以上（毎年度）※ 6 点満点

- ・学生の自律的学習を支援するための図書館等の学内環境、施設設備の更新を実施する。(No.8)

評価指標 8 ・学生生活実態調査の「附属図書館や SALL など大学施設を活用
した自主的な学習」の評価点 平均 4 点以上（毎年度）※ 6 点
満点

(4) 入学者の受入れ

- ・アドミッション・ポリシーに沿った入学者を確保するために試験科目・出題方法を含めた全学的な入試体制の整備や改革を行うとともに、各種媒体を通じて大学の魅力を PR し、高等学校との関係を強化しながら進学相談会への参加、オープンキャンパスや大学見学の受け入れ、高校教員との情報交換を実施する。(No.9)

評価指標 9 ・志願者倍率（学部、全選抜合計） 直近 3 か年の平均以上（毎
年度）（困難）

- ・大学院への内部進学者や社会人等の多様な人材の受入れを推進するとともに、在籍学生数を適正に管理する。(No.10)

評価指標 10-1 ・大学院入学定員充足率（修士・博士前期課程） 100%（毎
年度）（困難）

評価指標 10-2 ・大学院入学定員充足率（博士・博士後期課程） 公立大学
の全国平均以上（毎年度）

(5) 国際化の推進

- ・大学のグローバル化を、各種方針の検証や大学間交流協定先との交流促進により強化する。(No.11)

評価指標 11 ・ 大学間交流協定大学との交換留学、教員交流、学生交流実績
延べ 30 大学（毎年度）

- ・留学生のニーズやキャリアプランを考慮した教育研究及び生活環境の整備等を実施する。また、留学生、日本人学生及び地域住民等多様な関係者の交流推進のための事業を行う。(No.12)

評価指標 12 ・ 留学生への満足度アンケートの満足度 第 3 期中期計画期間の平均以上の維持（毎年度）

- ・グローバルに活躍できる人材に求められる語学力、コミュニケーション能力、自国文化・異文化に対する理解力を高めるため、学生の留学や海外交流事業参加促進セミナーを実施する。(No.13)

評価指標 13-1 ・ 海外語学研修に派遣した学生数（協定の有無を問わず）
20 人以上（毎年度）

評価指標 13-2 ・ 年度内に公募された交換留学に正式応募した学生数
20 人以上（毎年度）

(6) 学生への支援

- ・学生の意見を定期的に聴き、学習環境や生活支援体制の充実を図るとともに、経済的支援として、奨学金・修学資金などの制度の活用について、積極的に周知を図る。(No.14)

評価指標 14 ・ 民間奨学金の応募件数 200 件以上（毎年度）

- ・学生の総合的な健康とメンタルヘルスを維持・向上させるため、定期健康診断の実施、事後の健康指導、要支援学生への相談対応を行うとともに、健康及び障害学生支援のための講演会を開催する。(No.15)

評価指標 15 ・事後保健指導の実施率 第3期中期計画期間の平均以上の維持
(毎年度)

- ・社会情勢に対応した低学年からのキャリア・就職支援を行い、学生が就職活動に必要な情報を収集して提供する。また、OB・OGとの連携体制の整備、県内産業界との協力を通じて、実践的で効果的なキャリア支援を実施する。(No.16)

評価指標 16-1 ・就職率(全就職希望者数比) 大学、大学院 100%(毎年度) (困難)

評価指標 16-2 ・就職率(全就職希望者数比) 短期大学部 100%(毎年度) (困難)

- ・学生の自主的な活動の奨励のため、後援会等と連携しクラブ・サークルや委員会等の課外活動全般について支援する。(No.17)

評価指標 17 ・後援会と連携した学生支援件数 5件以上(毎年度)
※学生生活活性化プロジェクトによる支援団体数

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 特色ある研究の推進

- ・本学の特色を生かし、高度な学術研究や地域社会の課題に対応する研究に積極的に取り組むとともに、海外の大学や研究機関との教員交流や共同研究を推進する。また、自治体や団体、企業など地域社会が抱える諸課題に対して、本学及び他機関が主催する地域課題研究を通じて共に取り組み、その解決を図るとともに、地域産業の高度化を目指した受託研究や共同研究を実施する。(No.18)

評価指標 18 ・掲載論文数 第3期中期計画期間の平均以上の維持(毎年度)

- ・本学の持つ知見から創出された研究成果を知的財産として戦略的に活用し、実施許諾や静岡県立大学発ベンチャー企業の起業を通じて地域社会へと還元する知的創造サイクルを形成する。また、本学教職員の研究成果を機関リポジトリに登載することを通じて、本学研究成果のオープンアクセス化並びに利活用を推進する。(No.19)

評価指標 19-1 ・静岡県立大学発ベンチャー新規認定数 6 社(第 4 期中期計画期間累計)

評価指標 19-2 ・学位論文・紀要論文及び学術雑誌等掲載論文の機関リポジトリへの登録件数 240 件 (第 4 期中期計画期間累計)

(2) 産学官連携によるイノベーションの推進

- ・産業イノベーションの創出に向けて、本学教員と既存企業や静岡県立大学発ベンチャー企業が、人材・資源・資金の相互活用と連携を通じて、地域イノベーションエコシステムとして共創の場を形成する。(No.20)

評価指標 20 ・企業との共同出願件数 40 件 (第 4 期中期計画期間累計)

(3) 研究基盤の強化

- ・研究人材の確保・定着に向けた組織的支援や、共同研究室の整備、研究機器の計画的な整備などの施設設備の充実、外部資金の獲得促進により研究基盤を強化し、文理横断・文理融合の重点的な研究課題を実施する。また、若手研究人材の育成支援体制を整備する。(No.21)

評価指標 21-1 ・外部資金獲得金額 第 3 期中期計画期間の年度平均を超える額の維持 (毎年度) (困難)

評価指標 21-2 ・外部資金獲得件数 第 3 期中期計画期間の年度平均を超える件数の維持 (毎年度)

評価指標 21-3 ・日本学術振興会特別研究員採用人数 4 人 (毎年度)

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会等との連携

- ・自治体、団体、企業等の地域社会における諸課題を本学や他機関の主催による地域課題研究として共に取組むことにより解消を図るほか、包括連携協定を締結して人材育成、研究、及び地域連携を包括的に推進する。また、高校生の学習意欲を喚起し進路選択に資するため、高等学校との連携を強化し、高校生を対象とした公開授業や大学の授業への参加、出張講義などを実施する。(No.22)

評価指標 22 ・ 高大連携出張講義の講義数 100 件以上（毎年度）

- ・ 産業界や地域社会と連携して、本学が輩出した人材の県内定着促進も含め、自ら考えやり切る能力や困難に立ち向かう起業家精神を持つ人材など、地域が求める人材を適切に把握し、地域で活躍できる人材を育成する。(No.23)

評価指標 23-1 ・ 県内就職率（県内就職者/全就職者） 直近 3 か年の平均以上（毎年度）

評価指標 23-2 ・ 企業・自治体と連携した正課授業における参画企業・自治体数 50 団体（毎年度）

(2) 地域に貢献する特色ある取組の推進

- ・ グローバル地域センターの研究活動を通じて、企業、研究機関、地域社会など様々な主体との連携や国際交流を行い、その研究成果を地域社会へ還元するためにシンポジウム等を開催する。(No.24)

評価指標 24 ・ グローバル地域センターにおける、シンポジウム、公開講座、報告会等の開催回数 20 回以上（毎年度）

- ・ 地域課題に関する教育研究の機会を小中高校生及び社会人を対象に提供し、本学学生と共に学び研究する活動を自治体等と連携し県内各地域で展開する。(No.25)

評価指標 25 ・ 自治体等との地域課題研究取組件数 20 件以上（毎年度）

(3) 社会人教育の充実

- ・ 県民に学習機会を提供し、学び直しや生涯教育の一助となるよう、公開講座の開催、社会人学習講座の内容充実、社会人聴講生制度の周知、講義科目の積極的な公開に取り組む。(No.26)

評価指標 26 ・ 社会人向け学習講座受講者の満足度 80%以上の維持（毎年度）
※アンケート調査（5段階評価）において、満足度を上位2段階のいずれかに回答した者の人数のアンケート回答者全数に占める割合

第3 法人の経営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 組織運営（ガバナンス体制の強化）

- ・理事長兼学長のリーダーシップの下、法人の将来構想を策定し、学内組織や学内資源の配分最適化を図りながら、教育研究の質を向上させるための施策を推進する。推進に当たっては、学内の情報共有を促進し、戦略的な大学運営を進めるとともに、外部の視点や意見を取り入れ、より多様な考え方を反映させる。(No.27)

評価指標 27 ・将来構想の策定と推進

- ・令和7年度 将来構想策定
- ・令和8年度以降各年度 進捗状況のモニタリング実施
- ・令和12年度 第5期中期計画への反映

- ・学内の意思決定や改善活動の支援、外部に対する説明責任を果たすため、大学の組織や教育研究等に関する情報を収集・分析を行う仕組みを構築するとともに、集積したデータを活用し報告書としてまとめ、本学の情報を可視化し、公開する。(No.28)

評価指標 28 ・FACTBOOK の発行（毎年度）

(2) 人事管理及び能力開発

- ・教員評価制度の内容や評価結果の活用等の検証や改善を行い、的確な運用と定着を図る。(No.29)

評価指標 29 ・年度別業績評価（全教員）における下位評価の割合 5%未満の維持（毎年度）

- ・法人固有職員の計画的な採用により事務局の専門性を向上させるとともに、多様な人材が安心して活躍できる勤務環境の向上を図るため、必要に応じて職員人事制度の見直しや運用改善を行う。また、外部研修、学内研修、OJTの充実、他大学との共同研修などを通じて、職員の専門性と職務能力の向上を図る。(No.30)

評価指標 30 ・SD研修参加率 100%（毎年度）

※総合職採用者研修、若手職員研修への参加率

2 財務基盤の強化に関する目標を達成するための措置

- ・持続可能な大学経営を実現するため、教育研究機能の向上を図りつつ、財務基盤の強化に取り組む。(No.31)

評価指標 31 ・令和7年度 大学の持続可能な経営に向けた財務構造の在り方の検討
・令和8年度以降各年度 検討を踏まえた大学経営
・令和12年度 第5期中期計画への反映

- ・様々なステークホルダーに対して、本学の特色ある研究成果や教育成果、社会貢献活動等の取組を反映させた戦略的な情報開示を行い、学生支援や大学運営のための寄附金等、収入の確保を図る。新たな学外からの資金受入体制を整備し、自己収入の確保に積極的に取り組む。(No.32)

評価指標 32 ・おおぞら基金一般寄付金受入額 10,000 千円（毎年度）
（困難）

- ・優先度に応じたメリハリのある効果的な予算配分及び適正な予算執行を行うとともに、教育研究の水準の維持・向上に配慮しながら経費節減に努める。(No.33)

評価指標 33 ・事業執行方法の見直しにより支出削減が図られた件数 3件
（毎年度）

3 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

- ・授業スケジュールに配慮した工程調整（休工）を行いながら、第4期中期保全計画を着実に実行し既存の施設・設備を維持・保全する。老朽化対策として建物の外壁修繕、機械室の空調設備の更新を行う。(No.34)

評価指標 34 ・第4期中期保全計画による大規模改修工事の執行状況

第4 自己点検・評価及び情報の発信に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置

- ・定期的な自己評価や外部評価を通じてガバナンス体制の適切性を確認する。また、第4期中期計画の達成に向け、評価指標に基づき達成状況の点検・評価を行い、結

果を公表するとともに、適切な改善を行う。(No.35)

評価指標 35 ・ 自己点検評価の実施と結果の公表（毎年度）

2 情報の公開・広報の充実に関する目標を達成するための措置

- ・ステークホルダーに対する説明責任を果たすため、会議の議事録、財務報告、重要な意思決定に関する情報を定期的に公開する。(No.36)

評価指標 36 ・ ホームページでの法人情報の公開（毎年度）

- ・教育研究活動や地域貢献活動に関する情報を、その情報に適した広報媒体を選択しながら積極的に発信し、大学の魅力を国内外に伝える。(No.37)

評価指標 37 ・ メディア等掲載件数 200 件（毎年度）

第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 安全衛生管理体制及び危機管理体制の強化に関する目標を達成するための措置

- ・安全衛生委員会の活動や安全衛生講習会の開催を通じて学生及び教職員の安全・健康を確保する。(No.38)

評価指標 38 ・ ストレスチェックテストにおける高ストレス者の割合
12.5%以下（毎年度）

- ・静岡県や地元自治会と連携して大規模地震等を想定した防災訓練を行い防災力の向上を図る。また、最新の知見や新たなリスクに対応した防災マニュアルの改訂を行う。(No.39)

評価指標 39 ・ 安否情報入力訓練の回答率 90%以上（令和 12 年度）

2 情報セキュリティ対策の強化に関する目標を達成するための措置

- ・パソコン実習室の機器更新を計画的に進め実習環境を整備するとともに、学内基盤ネットワークなどの更新によりデータ通信量の増加及び利用形態の多様化への対応、情報セキュリティの向上を図る。さらに情報セキュリティに関する研修会の開催や情報提供などを通じて情報管理・情報セキュリティ対策を推進する。(No.40)

評価指標 40 ・ 情報セキュリティ教職員研修会受講率 100% (毎年度)

3 コンプライアンスの推進に関する目標を達成するための措置

- ・法人業務方法書に基づく内部統制体制の確実な運用を図るため、コンプライアンス研修の実施や法令遵守等に関する方針の周知、コンプライアンス意識の徹底、情報漏えい等のリスク管理の強化、不正経理の防止に取り組むとともに、内部監査を実施する。(No.41)

評価指標 41 ・ 個人情報保護研修会受講率 100% (毎年度)

- ・ハラスメントの根絶を目指し、相談体制の整備や重層的な研修会等の実施により、防止・救済対策の強化を図る。(No.42)

評価指標 42 ・ ハラスメント研修受講率 100% (毎年度)

4 その他に関する目標を達成するための措置

- ・持続可能な社会の実現に寄与するため、業務のDX化の検討・実施やペーパーレス化の推進、機密文書のリサイクル、学内不用品の再利用の促進、冷暖房運転基準の設定・運用による適切な室内温度の維持と省エネルギーの両立、節電意識の向上等に取り組む。(No.43)

評価指標 43 ・ DX化により業務改善が図られた件数 1件以上 (毎年度)

- ・ダイバーシティ（多様性）に関する啓発や制度整備を通じ、性別・年齢・国籍などの属性にかかわらず個人として尊重され、個性や能力を発揮できる教育・研究、職場環境を形成し、男女共同参画の推進とジェンダーやマイノリティに関する教育や意識啓発の充実を図る。また、働き方改革や育児・介護等への対応、性別を問わず教職員の労働環境の整備を進め、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進する。（No.44）

評価指標 44 ・制度周知のための研修、広報の実施 1 回以上（毎年度）
--

第6 その他の記載事項

1 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

2 短期借入金の限度額

(1) 限度額 13億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。

3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

4 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

5 県の規則で定める業務運営計画

(1) 施設及び設備に関する計画

教育研究組織の統合・再編・見直しに対応した施設・設備の整備や大規模な施設・設備の改修等は、各事業年度において決定する。

(2) 人事に関する計画

高い専門性や多様な経験を持つ優秀な人材の確保・養成、教育研究活動の充実に向けた組織再編や業務見直しに柔軟に対応した適切な定数管理と効果的な人員配置を推進する。

ア 教員は、公募制を原則とし、全学組織による選考などにより公平性・透明性を確保しつつ、国内外から優れた教育研究者を採用する。事務局職員については、大学事務の専門性に配慮して、法人固有の職員を採用するとともに、法人固有職員、県派遣職員等を適切に配置する。

- イ 教員及び事務職員のファカルティ・ディベロップメントやスタッフ・ディベロップメント活動に積極的に取り組み、教育能力や専門事務能力の向上に努める。
- ウ 教育研究活動や事務運営の一層の活性化を図るため、教職員の他大学、研究機関との人事交流の推進に努める。
- エ 新たな教育研究活動の展開に係るものを別にして、中期目標期間中は教員及び事務職員の定数は、期首の定数を上限に適正管理する。

(3) 中期目標の期間を超える債務負担

なし

(4) 積立金の使途

第3期中期計画期間中に生じた積立金は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

別表（収容定員）

1 静岡県立大学

令和7年度	薬学部	640人
	食品栄養科学部	280人
	国際関係学部	720人
	経営情報学部	500人
	看護学部	530人
令和8年度	薬食生命科学総合学府	269人（うち博士前期課程150人、 博士後期課程及び薬学専攻博士課程119人）
	国際関係学研究科	20人（うち修士課程20人）
	経営情報イノベーション研究科	29人（うち博士前期課程20人、博士後期課程9人）
	看護学研究科	41人（うち博士前期課程32人、博士後期課程9人）
令和9年度	薬学部	640人
	食品栄養科学部	280人
	国際関係学部	720人
	経営情報学部	500人
	看護学部	530人
令和9年度	薬食生命科学総合学府	269人（うち博士前期課程150人、 博士後期課程及び薬学専攻博士課程119人）
	国際関係学研究科	20人（うち修士課程20人）
	経営情報イノベーション研究科	29人（うち博士前期課程20人、博士後期課程9人）
	看護学研究科	41人（うち博士前期課程32人、博士後期課程9人）

令和10年度	薬学部	640人
	食品栄養科学部	280人
	国際関係学部	720人
	経営情報学部	500人
	看護学部	530人
令和11年度	薬食生命科学総合学府	269人（うち博士前期課程150人、 博士後期課程及び薬学専攻博士課程119人）
	国際関係学研究科	20人（うち修士課程20人）
	経営情報イノベーション研究科	29人（うち博士前期課程20人、博士後期課程9人）
	看護学研究科	41人（うち博士前期課程32人、博士後期課程9人）
令和12年度	薬学部	640人
	食品栄養科学部	280人
	国際関係学部	720人
	経営情報学部	500人
	看護学部	530人
令和12年度	薬食生命科学総合学府	269人（うち博士前期課程150人、 博士後期課程及び薬学専攻博士課程119人）
	国際関係学研究科	20人（うち修士課程20人）
	経営情報イノベーション研究科	29人（うち博士前期課程20人、博士後期課程9人）
	看護学研究科	41人（うち博士前期課程32人、博士後期課程9人）

2 静岡県立大学短期大学部

令和 7 年度	歯科衛生学科 1 2 0 人 社会福祉学科 1 4 0 人 こども学科 6 0 人
令和 8 年度	歯科衛生学科 1 2 0 人 社会福祉学科 1 4 0 人 こども学科 6 0 人
令和 9 年度	歯科衛生学科 1 2 0 人 社会福祉学科 1 4 0 人 こども学科 6 0 人
令和 10 年度	歯科衛生学科 1 2 0 人 社会福祉学科 1 4 0 人 こども学科 6 0 人
令和 11 年度	歯科衛生学科 1 2 0 人 社会福祉学科 1 4 0 人 こども学科 6 0 人
令和 12 年度	歯科衛生学科 1 2 0 人 社会福祉学科 1 4 0 人 こども学科 6 0 人

(注) 学部、研究科等の教育研究組織の統合・再編・見直しに伴い、人数変更となる場合がある。

(別紙)

予 算

令和7年度～令和12年度予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	30,049
施設整備費補助金	1,764
自己収入	12,705
授業料収入及び入学金検定料収入	12,307
雑収入	398
受託研究等収入及び寄附金収入等	3,824
長期借入金収入	0
繰越金等取崩収入	554
計	48,896
支出	
業務費	43,308
教育研究経費	32,084
一般管理費	11,224
施設整備費	1,764
受託研究等経費及び寄附金事業費等	3,824
長期借入金償還金	0
計	48,896

(注) 予算額は、令和7年度の額を基礎に試算したものであり、具体的な各事業年度の予算額については、予算編成過程において再計算され決定される。

【人件費の見積り】

中期目標期間中総額27,392百万円を支出する。(退職手当は除く)

※ 退職手当については、静岡県公立大学法人職員退職手当規程に基づいて支給されることとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において算定される。

収支計画

令和7年度～令和12年度収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	46,839
経常費用	46,839
業務費	40,874
教育研究経費	8,960
受託研究等経費	2,979
人件費	28,935
一般管理費	5,234
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	731
臨時損失	0
収入の部	46,578
経常利益	46,578
運営費交付金	30,049
授業料収益	10,855
入学金収益	1,119
検定料等収益	333
受託研究等収益	2,980
寄附金収益	844
雑益	398
臨時利益	0
固定資産売却益	0
純利益	△261
繰越金等取崩額	13
総利益	△248

(注) 収支計画と予算との額の違いは、資産取得及び減価償却に係るものである。

資金計画

令和7年度～令和12年度資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	49,501
業務活動による支出	46,649
投資活動による支出	2,247
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	605
資金収入	49,501
業務活動による収入	46,578
運営費交付金による収入	30,049
授業料及び入学金検定料による収入	12,307
受託研究等収入	2,980
寄附金収入	844
その他の収入	398
投資活動による収入	1,764
施設費による収入	1,764
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	1,159

(注1) 資金計画と予算との額の違いは、資金運用に係るものである。

(注2) 前期中期目標期間よりの繰越金は、奨学寄附金、受託研究費及び積立金に係る繰越額である。